



# 江山人権福祉センターだより

## 子どもの人権 児童虐待について考える

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。私たち一人ひとりが身近な問題として考えてみましょう。

### ■ 児童虐待とは？

#### 【身体的虐待】

たたく、殴る、ける、タバコの火を押しつけるなど、保護者や同居人が子どもの身体に傷をおわせること。

#### 【ネグレクト】

子どもに食事を与えない、風呂に入れない、病気なのに医者には診せない、学校に行かせないなど、保護者や同居人による放置などの不適切な養育のこと。

#### 【性的虐待】

保護者や同居人が、性的興奮を得るために、子どもに性的な暴行、いたづらをしたり、性的行為を強要すること。

#### 【心理的虐待】

保護者や同居人が「お前なんか嫌いだ」などと言ったり、全く無視をして子どもに不安、おびえなど、精神的な苦痛を与えること。また、子どもの前で家庭内暴力が行われるなど、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ■ 虐待を受けている子どものサインとは？

子どもは自分から助けを求めることができないため、早期発見が子どもを守る第一歩となります。なにげない行動や態度から、助けてという「小さなサイン」を見逃さないでください。

### ■ 虐待を受けたと思われる子どもに気づいたら？

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに最寄りの児童相談所や市町村窓口にご連絡してください。

※皆さんには連絡(通告)する義務がありますが、秘密は絶対守られます。



子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

### 【児童虐待に関する通報先・相談先】

- ・こども家庭センター：☎ (0857)20-0122 ※平日の夜間や休日は「(0857)22-8111」へ
- ・鳥取県中央児童相談所：☎(0857)23-6080 ※緊急の場合は24時間対応

### 着任のごあいさつ

◇4月の人事異動で江山人権福祉センターに勤務することになりました。不慣れなことが多くご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、地域の皆様のお役にたてるよう一生懸命頑張らせていただきます。人権福祉員 坂口 恭子

◇4月1日より用瀬人権文化センターより江山人権福祉センターに異動してきました。まだまだ未熟で皆様にご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、1日も早く地域に馴染み、皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。

人権福祉員 西浦 瞳

### 転任のごあいさつ

◇この度、4月の人事異動により高草人権福祉センターに勤務することになりました。地域の皆様には長い間大変お世話になりました。

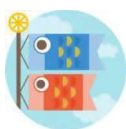
皆様のご支援・ご協力に感謝申し上げますとともに、皆様のご健康とご活躍を心からお祈り申し上げます。本当にありがとうございます。

人権福祉員 高田 明美



## 開催事業の様子

### 子ども食堂



去る3月27日(水)、春休みの期間中に「お礼のお手紙を書こう」をテーマとして、子ども食堂を開催しました。

日頃から子どもたちのために、食材を提供していただいている事業所などの皆さんへ、子どもたちが心を込めてたくさんの手紙を書いてくれました。

夏休み以来の会食で友だちと嬉しそうに食べていました。



お手紙を書く様子



会食の様子

### 筋トレ & ストレッチ



今年度、最初の筋トレ&ストレッチを4月1日(月)に開催しました。

今回から指導者が「さんびる健康スポーツセンター」に代わることとなり、参加者も初めは緊張した面持ちでしたが、終わる頃には皆さんで声を掛け合いながら、楽しそうに取り組まれていました。



当日の様子

## 5月事業予定

会場:江山人権福祉センター

筋トレ&ストレッチ  
13日(月)・20日(月) 13:30~14:30

陶芸教室  
17日(金) 13:30~15:30  
18日(土) 9:30~11:30

子ども食堂  
1日(水) 11:30~13:00  
※保存食品をお渡しします。  
8・15・22・29日(水) 16:00~18:00

学習支援事業  
8・15・22・29日(水) 18:30~20:00

会場:江山学園(うさぎ児童クラブ)

手話教室  
29日(水) 14:30~16:30

※日程については変更する場合がございます。ご了承ください。

## ひとりで悩まないで!

-大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員(カウンセラー・弁護士など)が問題解決のための支援を行っています。

### 5月の専門相談日程

(予約が必要です)

カウンセラー相談  
14日(火)・28日(火) 15:00~17:00  
1名/1時間(2名まで)

夜間弁護士相談  
18日(木) 18:30~20:30  
1名/30分(受付3名まで)

会場・問合せ先  
中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241